

平成27年度

事業計画

法人スローガン

たすけあうまちを 市民と創る
しあわせコーディネーター

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

法人基本理念

- 一. わたしたちは、市民が“しあわせ”を実感できるよう、市民とともに地域に根差した福祉活動の推進に取り組みます。
- 一. わたしたちは、市民、様々な団体、行政と地域福祉の理念を共有し、先見性を持った事業の創造と福祉ネットワークの構築に努めます。
- 一. わたしたちは、地域福祉のプロとして常に力量の向上に努めます。
- 一. わたしたちは、常に経営感覚を持ち、継続性と透明性のある健全な法人経営に取り組みます。
- 一. わたしたちは、職員一人ひとりの想いを大切に、一体感のある職場風土を創ります。

目次

1. 法人運営部門	4
(1) 会務の運営	4
(2) 発展・強化計画の推進【新規・重点事業】	4
(3) 人材育成	4
(4) 財務	5
(5) 火災見舞	5
(6) 福利厚生事業	5
(7) 団体事務	5
(8) その他	5
2. 地域福祉部門	6
(1) コミュニティソーシャルワーク事業【重点事業】	6
(2) 小地域福祉活動推進事業	6
(3) 外出支援（移送サービス）事業	7
(4) たすけあいサービス事業	7
(5) 歳末たすけあい義援金配分事業	7
(6) 経済的支援事業	8
(7) 権利擁護事業	8
(8) 福祉教育推進事業	9
(9) ボランティアセンター運営事業	9
(10) 第2次はんのうふくしの森プラン推進事業	9
(11) 広報啓発事業	9
(12) 基幹型地域包括支援センター事業（飯能市受託事業）【新規事業】	10
3. 指定管理部門	11
(1) 飯能市総合福祉センター（飯能市受託事業）	11
(2) 飯能市美杉台児童館（飯能市受託事業）	13
4. 介護支援部門	14
(1) 居宅介護支援事業所の運営	14
(2) 訪問介護事業所の運営	14
(3) 地域福祉への貢献	14

平成27年度基本方針

- ① 第2次はんのうふくしの森プランの実現化
- ② 事業の“見える化”
- ③ 地域福祉を支える“人づくり”
- ④ 部門間の連携・協力体制の強化

平成27年度 事業計画

1. 法人運営部門

【重点目標】

- (1) 第2次発展・強化計画の推進
- (2) 専門性、対応力向上を目指した職員育成

【事業計画】

(1) 会務の運営

- ① 理事会の開催
定期開催（年4回）のほか、必要に応じて開催し、執行機関として業務執行及び意思決定を行う。
- ② 評議員会の開催
定期開催（年3回）することにより、評議員から意見を広く聴き、適正な会務運営を図る。
- ③ 監事会の開催
本会の業務執行状況及び財務状況を監査し、理事会・評議員会へ報告する。
- ④ 三役会の開催
三役会（会長、副会長、常務理事で構成）を必要に応じて開催し、本会の重要な経営方針について検討する。

(2) 発展・強化計画の推進【新規・重点事業】

- ① 第2次発展・強化計画の推進
平成27年度から31年度を計画期間とした「第2次発展・強化計画」の実現に向けて取り組む。

(3) 人材育成

- ① 職位や職種に応じた求められる職員像の明示
- ② 研修理念・方針に沿った職員研修の実施
 - ・個人研修計画に沿ったOJT（職務を通じた研修）の推進及びOFF-JT（職務を離れた研修）の積極的な実施
 - ・コミュニケーション研修の開催（職場内OFF-JT）

・自己啓発援助制度（SDS）の実施（資格取得補助、自己啓発活動支援）

- ③ 人事考課制度の検討に向けた基礎調査の実施
（他団体等の人事考課制度実施状況の調査等）
- ④ 職員の資格取得に要する費用の補助に関する要綱の見直し・改正
- ⑤ 指導的職員の指導力向上を目的とした育成方法の検討
- ⑥ 昇任試験の見直し
- ⑦ 実習生の受け入れ
社会福祉士、保育士等の福祉専門職を目指す方の現場実習の積極的な受け入れを行う。

（４）財務

- ① 地域福祉基金の運用
基金等管理運用規程に沿い、地域福祉基金を運用することで地域福祉活動を推進する財源確保に努める。
- ② 会員制度への加入促進
会員制度の積極的な周知を行い、安定的に会費収入が得られるよう努める。

（５）火災見舞

火災見舞金の支給（限度額30,000円/世帯）

（６）福利厚生事業

- ① 職員対象健康講座の開催
- ② 職員健康診断の実施
- ③ 福祉厚生制度充実策の検討

（７）団体事務

- ① 飯能市老人クラブ連合会事務局
- ② 飯能市身体障害者福祉会事務局

（８）その他

- ① 業務の平準化
- ② 業務マニュアルの作成

2. 地域福祉部門

【重点目標】

- (1) 総合相談窓口開設に向けた体制の強化
- (2) コミュニティソーシャルワークの実践
- (3) 「ふくしの森ステーション」における相談機能の強化
- (4) 対人援助技術の向上を目指した職員育成
- (5) 基幹型地域包括支援センターの円滑な事業開始

【事業計画】

(1) コミュニティソーシャルワーク事業【重点事業】

- ① ふくしの地域づくり事業の推進
 - (ア) ふくしの森ステーション（※）の増設
 - ・ 新規設置地区 南高麗地区、東吾野地区、原市場地区
 - ・ 名称変更 名栗地区（事務所からふくしの森ステーションへ）
 - ※ コミュニティソーシャルワーカーが事業展開するための地域拠点
 - (イ) 個別相談及び支援の実施
 - (ウ) 公的福祉サービス、民間福祉サービス及び地域のささえあいサービスのコーディネートの実施
 - (エ) 「地域の組織化」に向けた啓発及び支援
 - (オ) 個別支援事例、地域支援事例の検証による職員勉強会の検討及び実施
 - (カ) コミュニティソーシャルワークに関する各種研修会への参加

(2) 小地域福祉活動推進事業

- ① 地区別ふくし懇談会の開催
 - (ア) 地区別ふくし懇談会の開催
 - (イ) 地域福祉推進組織が開催する懇談会等への参加
- ② 地域福祉推進組織の支援
 - (ア) 財政的支援
 - ふくしの地域づくり事業補助金の交付、移送サービス用車両の貸与
 - (イ) 技術的支援
 - (ウ) 情報提供
 - (エ) 行政（市、県等）、関係機関との連絡調整
 - (オ) 地域福祉推進組織交流会の開催
 - ・ 福祉専門機関職員参加のための調整
- ③ 見守り活動の推進
 - (ア) 地区民生委員児童委員協議会と連携した静かな見守り活動の実施
 - (イ) 静かな見守り活動事業補助金の交付
- ④ 地域の居場所づくりの推進

(ア) ふれあいいきいきサロンの開催（各グループとの共催）

- ・各グループへの事業費の交付
- ・技術的支援及び情報提供

⑤ 地域福祉推進組織の周知

(ア) 地区別広報紙の発行

- ・「ふくしの森ステーションなぐりだより」（年12回・毎月）
- ・「ふくしの森ステーションかじだより」（年6回・隔月）
- ・「ふくしの森ステーションあがの通信 やさしいひと」（年7回）
- ・「ふくしの森ステーションひがしあがのだより」（仮称・新規）
- ・「ふくしの森ステーションみなみこまだより」（仮称・新規）
- ・「ふくしの森ステーションはらいちばだより」（仮称・新規）

(3) 外出支援（移送サービス）事業

① 移送サービスカー（福祉車両）貸与事業の実施

- (ア) きらめき号 9人乗り・車いす、ストレッチャーによる搭乗可
(イ) こじか号 4人乗り・車いすによる搭乗可

② 運転サービス事業の実施（協力：飯能運転ボランティアグループ「相輪」）

- (ア) 飯能運転ボランティアグループ「相輪」の支援
- ・安全運転講習会の開催
 - ・運転ボランティアの派遣調整

③ 福祉有償運送についての検討

(4) たすけあいサービス事業

① ヘアカットサービス事業の実施（共催：飯能日高理容組合、飯能日高美容組合）

- (ア) 協力店への出張手数料の交付（2,000円/1回）

② ふれあい昼食会事業の開催（共催：お楽しみ昼食会）

単身高齢者等を対象としたボランティアによる昼食会の開催
お楽しみ昼食会 毎月第1水曜日 総合福祉センター

③ 友愛はがき事業の実施

単身高齢者等に対するボランティアによる友愛はがきの通信を行う。（年6回）

④ 保育（一時預かり）サービス事業の実施

（共催：一時保育ボランティアグループほっと❤️ほっと）

就園前の幼児を一時的にボランティアが預かり、子育て中の方に“ほっ”とできる時間を提供する。

毎月第2・3金曜日 総合福祉センター

(5) 歳末たすけあい義援金配分事業

① 歳末たすけあい義援金配分検討委員会の開催（年3回）

歳末たすけあい募金を適正配分するための検討を行う。

② 歳末たすけあい義援金の配分

低所得世帯及び交通遺児等を対象とした歳末たすけあい義援金の金銭配分を実施する。

(6) 経済的支援事業

① 低所得世帯生計援助資金貸付事業の実施

(ア) 低所得世帯生計援助資金貸付事業 限度額 50,000円/世帯

・低所得世帯生計援助資金貸付規程の見直し・改正

(イ) 償還指導の充実による自立支援

・償還滞納世帯の居住確認及び督促状の発行

・連帯保証人への督促状の発行

・定期訪問

② 生活福祉資金貸付事業の実施

(ア) 生活福祉資金貸付事業（埼玉県社協受託事業）

(イ) 埼玉県社協との債務者情報の共有による債権管理

(ウ) 生活困窮者自立支援法施行による制度見直しへの対応及び関係機関との連携強化

③ 彩の国あんしんセーフティネット事業の実施

(ア) 関係機関との情報交換会の開催

④ 相談機能の強化

(ア) 行政（市・ハローワーク）との合同勉強会の開催

(イ) 市職員を対象とした貸付制度説明会の開催

(ウ) ふくしの森ステーションにおける相談機能の強化

⑤ ひとり親家庭日帰り旅行の開催

(7) 権利擁護事業

① 福祉サービス利用援助事業の実施

(ア) 福祉サービス利用援助事業

・福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等預りサービス

(イ) 生活支援員連絡会の開催

(ウ) 事業の周知

② 成年後見推進事業の実施

(ア) 市民後見人の養成

・市民後見人養成講座（実践編）の開催（飯能市受託事業）

・市民後見人フォローアップ研修の開催（飯能市受託事業）

対象：市民後見人養成講座実践編修了者

(イ) 法人後見事業の実施

- ・法人後見業務の実施（目標累計受任件数10件）
- ・法人後見運営委員会の開催（年5回）
- ・後見支援員に対するスキルアップ研修の実施

（ウ）事業の周知

③ 相談事業の実施

（ア）市民よろず相談の開催

毎月第3水曜日開催 総合福祉センター

（8）福祉教育推進事業

① 社会福祉協力校・ボランティア推進校事業の実施

（ア）社会福祉協力校・ボランティア推進校指定事業

・限度額 30,000円/1校の補助金交付 申請制

（イ）地域と学校の協働による福祉教育プログラムの新規開発

② 小学生ふくし体験教室の開催

（9）ボランティアセンター運営事業

① ボランティアセンターの運営

（ア）ボランティアセンター運営委員会の開催（年4回）

（イ）ボランティア交流会の開催

（ウ）ボランティアニーズの需給調整

（エ）ボランティアスペースの運営及び内容の充実

（オ）ボランティア・しみん活動・ちいき情報「JOYJOY」の発行（毎月）

② ボランティアの育成

（ア）彩の国ボランティア体験プログラムの開催

（イ）ボランティア講座の開催

・傾聴ボランティア養成講座、共学支援ボランティア講座 等

③ ボランティア・市民活動の支援

（ア）各種ボランティア保険の加入手続き

（イ）補助金等の情報提供

④ 災害ボランティアセンター設置及び運営訓練の開催

⑤ 東日本大震災復興支援～飯能（ここ）にいてもできること～の実施

（10）第2次はんのうふくしの森プラン推進事業

① 第2次はんのうふくしの森プラン推進委員会の開催（年3回）

② 地域福祉推進市民会議の開催

③ 地域福祉推進プロジェクトチームの開催（随時）

（11）広報啓発事業

① 社協だより「くらしいきいき情報」の発行（年6回・隔月）

② ホームページによる情報の発信

- ③ 飯能市社会福祉大会の開催
 - (ア) 第1部 社会福祉功労者表彰
 - ・表彰規程の見直し・改正
 - (イ) 第2部 啓発事業

- ④ その他の広報事業の実施

- (ア) 社協ガイドブック2015（詳細版、概要版）の発行

(12) 基幹型地域包括支援センター事業（飯能市受託事業）【新規事業】

4月1日に開設準備室を設置し、9月末日までに事業所開設に必要な全ての手続を完了し、10月1日付で基幹型地域包括支援センターの運営を開始する。

- ① 基幹型地域包括支援センターの運営
 - (ア) 包括的支援業務の実施（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）
 - (イ) 介護予防ケアマネジメントの実施
 - (ウ) 総合相談事業の実施
 - (エ) 権利擁護事業の実施（研修会、成年後見制度相談会等）
 - (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメントの実施
- ② 指定介護予防支援事業所業務の実施
- ③ 介護予防事業の実施
 - (ア) 介護予防普及啓発の実施
 - (イ) 認知症予防教室の実施
 - (ウ) 二次予防訪問調査の実施

3. 指定管理部門

【重点目標】

- (1) 賑わいと生きがいを育む老人福祉センター事業の実施
- (2) 障害者の仲間づくりや社会参加を促進する主体的な活動の実施
- (3) 親子や中高生の新規利用者獲得に向け、新たなネットワークの開拓と事業の実施
- (4) 来館者の増員に向けた新たな取組の実施

【事業計画】

(1) 飯能市総合福祉センター（飯能市受託事業）

- ① 総合福祉センター管理運営の実施
 - (ア) 市内送迎バスの運行
- ② 身体障害者福祉センター事業の実施
 - (ア) 相談、援助機能の強化及び機能訓練等
 - ・地域活動支援センター事業の実施
 - 機能回復訓練、理学療法指導、療育音楽教室、生活行動訓練、入浴サービス、送迎サービス、書道教室、陶芸教室、レクリエーション教室、ヘビーハンズ教室の実施
 - (イ) 交流事業の推進
 - ・センター交流体操教室の開催（老人・児童センターと合同開催）
 - (ウ) ボランティアの育成及び連携
 - ・手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）の開催
 - ・手話通訳者養成講座（基本課程）の開催
 - ・点字講習会の開催
 - (エ) 障害者スポーツ及び創作的活動の普及
 - ・福祉スポーツ大会の開催
 - ・新春交流フェスティバルの開催（老人・児童センターと合同開催）
 - ・障害児書道教室の開催
 - (オ) 日常生活用具（車いす）による生活支援
 - ・車いす無料貸与事業の実施
- ③ 老人福祉センター事業の実施
 - (ア) 相談及び見守り
 - ・介護保険相談会の開催
 - (イ) 教養の向上
 - ・（新）エンディングノート講座の開催
 - ・（新）歌声教室の開催
 - ・成年後見制度講演会の開催

- (ウ) レクリエーション
 - ・新春交流フェスティバルの開催（身体障害者・児童センターと合同開催）
 - ・センター交流体操教室の開催（身体障害者・児童センターと合同開催）
- (エ) 生きがいづくり活動の推進
 - ・創作品展（総合福祉センター1階ロビー・不定期）の開催
- (オ) 地域高齢者リーダーの育成
 - ・総合福祉センター発表会2015の開催
- ④ 児童センター事業の実施
 - (ア) 遊びの提供
 - ・工作タイム、げんきっこタイム、サイエンスクラブ、新春交流フェスティバル（身体障害者・老人福祉センターと合同開催）、うきうきタイム、ハロウィンウィークの開催
 - (イ) 健康の増進
 - ・トコトコキッズ体操、小学生リズム体操教室、いっしょにあそぼう、親子でリトミックの開催
 - (ウ) 情操を豊かに
 - ・わくわくクリスマスパーティー、陶芸教室、将棋教室、お茶に親しむ、交流七夕飾り、みんなで音楽楽しく交流、新春イベント、センター交流体操教室（身体障害者・老人福祉センターと合同開催）、中高生ランプシェード体験、中高生チョークアート体験、レザークラフト体験、（新）中高生デコレーション体験の開催
 - (エ) 子育て家庭の支援
 - ・くじらクラブ、いるかクラブ、めだかクラブ、BABYタイム、かめさんタイム、親子で電子工作の開催
 - (オ) 児童の居場所提供
 - ・イベントスタッフ
 - (カ) 地域との連携、市民との協働
 - ・遊びのひろば「かざぐるま」、遊びのたんけん隊、おもちゃの病院、将棋クラブ、デコかべ、出前児童館の開催
 - ・児童センター夏まつり2015の開催
 - ・学生ボランティアの受け入れ
 - ・大人ボランティアとイベントスタッフの交流
- ⑤ 来館者の増員を目的とした取組
 - (ア) 来館者が気軽に楽しみながら参加できる季節の特色を活かした事業
 - ・七夕ウィーク、ハロウィンウィークの開催
 - (イ) 総合福祉センター利用団体の協力を得た事業

- ・利用団体紹介ウィーク（仮称）

（ウ）施設の存在をアピールする看板とポスターの設置

（２）飯能市美杉台児童館（飯能市受託事業）

① 美杉台児童館管理運営の実施

② 来館者の増員に向けた新規事業を含む美杉台児童館事業の実施

（ア）遊びの提供

- ・作ってあそぼう、おやこ体験教室、お正月あそび、昔あそびタイム、科学遊び、ハロウィンウィーク&パーティー、夏まつりの開催

（イ）健康の増進

- ・ベビービクス、3B体操、親子リズム体操、（新）ちびっこ体操、わくわく体操、夏休みキッズ体操教室の開催

（ウ）情操を豊かに

- ・子ども映画会（夏・冬・春休み）、誰でも描ける水彩画、陶芸教室、レーザークラフト体験、七夕ウィーク、お楽しみイベント（新春及び春休み）、夏休み人形劇公演の開催

（エ）子育て家庭の支援

- ・ひよこクラブ、ペンぎんクラブ、メイプルルーム、（新）ハッピータイム、（新）リトミック、防犯出前教室、（新）ラブリーフォトの開催

（オ）児童の居場所提供

- ・夏まつりボランティア、窓口受付ボランティアの受け入れ
- ・スタディールームの開催

（カ）地域との連携、市民との協働

- ・読み聞かせの会「あおりんご」、絵本とおはなしの会「ぐるんぱ」、おもちゃの病院、（新）フラワーアレンジメント、子ども将棋クラブ、わらべうたタイム&すくすくBABY、おはなしグランマ、3館合同防災訓練、中高生児童館体験事業、出前児童館の開催

4. 介護支援部門

【重点目標】

- (1) 地域福祉部門と連携した相談支援体制の強化
- (2) 介護事業所の新体制への円滑な移行
- (3) コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域住民への福祉意識の啓発

【事業計画】

(1) 居宅介護支援事業所の運営

- ① 居宅介護支援事業（介護保険）
要介護認定を受けた高齢者等への居宅介護支援（ケアマネジメント）の提供
- ② 介護予防支援事業（介護保険）
要支援認定を受けた高齢者等への介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）の提供
- ③ 要介護、要支援者に対する介護保険以外の制度に基づかないサービス（インフォーマルサービス）を位置づけたケアプランの作成。
- ④ 社協が行う事業所として、地域住民のネットワークを生かした居宅介護支援の提供

(2) 訪問介護事業所の運営

訪問介護事業所に関しては、平成27年度末をもって事業を終了する。

- ① 訪問介護事業（介護保険）
要介護認定を受けた高齢者への訪問介護員（ホームヘルパー）による訪問介護の提供
- ② 介護予防訪問介護事業（介護保険）
要支援認定を受けた高齢者への訪問介護員（ホームヘルパー）による介護予防訪問介護の提供
- ③ 居宅介護事業・重度訪問介護事業（障害福祉サービス）
障害者及び長時間介護を要する重度障害者への訪問介護員（ホームヘルパー）による居宅介護及び重度訪問介護の提供
- ④ 移動支援事業（障害福祉サービス）
障害者が屋外での移動に必要な訪問介護員（ホームヘルパー）による移動支援の提供

(3) 地域福祉への貢献

- ① 訪問介護事業所連絡会の開催